

海上運送法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 海上運送法に規定する職権の地方運輸局長への委任等

海上運送法に規定する国土交通大臣の職権で地方運輸局長に委任するものの範囲を拡大すること等とすること。（第一項関係）

第二 附則関係

1 この政令は、平成十四年七月一日から施行することとする。（附則第一項関係）

2 この政令の施行前に海上運送法の規定により国土交通大臣に対してされた申請に係る処分に関する経過措置を設けることとする。（附則第二項関係）